

# 一般社団法人日本脳神経超音波学会

## 認定脳神経超音波検査士試験施行規則

(2008年7月1日制定)  
(2009年7月10日改訂)  
(2010年7月8日改訂)  
(2010年11月20日改訂)  
(2011年5月13日改訂)  
(2011年11月19日改訂)  
(2012年3月31日改訂)  
(2012年10月4日改訂)  
(2014年10月4日改訂)  
(2015年6月4日改訂)  
(2016年10月13日改訂)

### 第1条(受験資格の認定)

一般社団法人日本脳神経超音波学会(以下本会)認定脳神経超音波検査士試験(以下本試験)の受験資格の認定に関して、一般社団法人日本脳神経超音波学会 認定脳神経超音波検査士制度の第7条に基づいて受験希望者から提出された書類の適否は、本会資格認定委員会(以下本委員会)で任命された症例報告委員会の審査に基づき、本委員会が定める資格審査委員会が決定する。

2. 受験者が本会の会員であることの確認は、本会事務局で行い本委員会の資格審査委員会に報告する。

3. 関連の諸学会における技術認定者は、症例報告の一部や試験を免除することができる。その関連学会とその範囲は、以下の通りである。その他の有資格者に関しては、申請書類を受領後、資格審査委員会で検討する。

1) 日本超音波医学会 認定超音波検査士(血管領域)、超音波専門医(脳神経):頸部血管領域の症例報告のみ免除する(改訂版症例報告書の①と②は必須、③は1例以上の経頭蓋領域の症例報告を提出する)。

2) 日本血管外科学会、日本脈管学会、日本静脈学会、日本動脈硬化学会の4学会構成による血管診療技師認定機構におけるCVT(血管診療技師):頸部血管領域の症例報告のみ免除する(改訂版症例報告書の①と②は必須、③は1例以上の経頭蓋領域の症例報告を提出する)。

3) International Certification in Neurosonology (The Neurosonology Research Group of the World Federation of Neurology/ The European Society of Neurosonology and Cerebral

Hemodynamics):筆記試験のみの認定者は、脳神経超音波検査士試験の筆記試験のみを免除する。筆記・実技試験両方の認定者は、脳神経超音波検査士試験の筆記・実技試験両方を免除する。

## 第2条(試験の実施)

本試験は、2009年(平成21年)度より実施する。各年度の本試験の日時、場所は、本委員会であらかじめ決定し、本委員会委員長がホームページおよび Neurosonology 誌上等に公示し、本委員会で受験資格が認定された受験者に直接通知する。

2. 本試験は、筆記試験と実技試験よりなり、それらの合否の判定は、本委員会で任命された合否判定委員会で行う。最終的な合否は、資格審査委員会と合否判定委員会で決定し本委員会で承認の上、本会理事会に報告し、本会理事長が認定脳神経超音波検査士の認定を行う。ただし、移行措置による認定に関しては、症例報告委員会の結果を受けて資格審査委員会で認定後、本委員会で承認の上、本会理事会に報告し、本会理事長が認定脳神経超音波検査士の認定を行う。

3. 本試験実施に必要な経費は、原則として受験料、認定料、および資格更新料によって賄うものとする。なお、経費に不足がある場合には、本会事務局と相談の上、本会事務局経費から補填するものとする。ただしこの場合は、本委員会の委員長と事務局長が理事会に報告し、承認を求め、理事長の決済を必要とする。

4. 本委員会の委員長は、試験施行に関する印刷物、人員、会場の設営等について、事務局、機関紙編集室、各年度の本会総会学会会長などに協力を求めることが出来る。本委員会の委員長より依頼をうけたものは、試験の実施に支障を来さないよう出来る限り協力しなければならない。

5. 試験の実施に支障を来したときは、本委員会で協議の上、本委員会の委員長が最終判断を行い、本会理事長に報告する。

6. 筆記試験および実技試験の合格基準を、共に満たした者を合格とする。ただし、筆記試験は本施行規則第3条4、実技試験は同第4条4.および5.で示す基準により判定する。なお、最終合否判定は、両者を総合的に評価し、合否判定委員会で決定するものとする。

7. 合否判定のための合否判定委員会、およびその承認のための本委員会は、試験実施後に開催するものとする。

## 第3条(筆記試験)

筆記試験は、本委員会で任命された筆記試験委員会で作成し、マークシート方式とする。

2. 出題範囲は、1)超音波診断の基礎領域、2)脳、脳血管その他関連領域の生理と解剖、病理学的領域、3)頸部超音波法領域、4)経頭蓋超音波法および、右左シャント、経食道エコー、下肢静脈エコー、神経筋エコー、その他の領域、とする。

3. 出題数は40問とし、本条2. に挙げた出題範囲のうち、1)および2)は各20%、3)、4)は各30%ずつの出題を基準とする。
4. 40問中30問(75%)以上正答した者を合格とする。また、本条2. に挙げた1)から4)の各出題範囲において40%に満たない正答しか得られなかった者は不合格とする。ただし、合格の基準の最終判断は、本試験の合否判定委員会が行うものとする。
5. 出題の誤り、疑義のある問題については原則として全員正答したものとして採点を行う。
6. 問題は、筆記試験委員会があらかじめ作成したものの中から適切なものを選択し、出題する。
7. 筆記試験問題はプール制とし、試験問題は、終了後直ちに回収するものとする。
8. 筆記試験は2時間を基準とする。ただし、問題や実施当日の事情により、本委員会の判断により変更する場合がある。
9. 試験開始後20分を過ぎたときは、いかなる事情があっても試験会場に入室出来ないものとする。
10. 試験終了前30分前までは、原則として試験会場から退出出来ないものとする。
11. 試験実施中に不正行為その他の類似行為のあった者に対しては、監督者は注意を与えた上で、試験会場から退出を命ずることが出来る。その場合、受験は無効となるものとする。

#### 第4条(実技試験)

実技試験は、頸部超音波検査および経頭蓋超音波検査とする。

2. 実技試験の評価は、頸部超音波検査および経頭蓋超音波検査各々について、本委員会にて互選され、本委員会の委員長により任命された2名の実技試験委員がこれを行う。
3. 実技試験委員は、原則として日本脳神経超音波学会 認定脳神経超音波検査士の資格を有するものとする。
4. 評価は、A:きわめて優れた技量を有する者(優)、B:優れた技量を有する者(良)、C:必要とする技量を有する者(可)、D:必要とする技量に達しない者(不可)、の基準により2名の試験委員がそれぞれ独自に行い、判定するものとする。
5. 実技試験の判定結果において、実技試験委員の2名ともにD(不可)と判定された項目のある者を除き合格とする。
6. 実技試験の受験者と同一や同門の施設に属する者は、当該受験者の実技試験委員となれない。
7. 実技試験の具体的な実施手技、評価項目、判定基準については、実技試験委員会によって提案され、本委員会にて決定された別に定める規則(実技試験施行細則)による。

#### 第5条(合格手続き)

合格者の発表は、郵送により本人に行う。

2. 本委員会が合格を判定し、下記の認定料を本会に対して振り込んだ受験合格者に対して、

本会理事長が本会認定脳神経超音波検査士資格の認定証と認定バッジを授与する。

3. 認定料は、10,000 円とする。
4. 認定者は、機関誌 Neurosonology に掲載する。
5. 認定証の有効期間は、授与の日から 5 年間とする。

## 第 6 条(移行措置)

移行措置による受験には、原則として筆記試験および実地試験は課さない。

2. 報告症例の記載や所見が不十分な者に対しては、本委員会の症例報告委員会で審査し資格審査委員会で協議の上、本資格審査委員長は当該受験者に対して実地試験を課すことが出来る。この場合は、通常の試験に準じた取り扱いを行い、可否を実地試験によって判定する。
3. 移行措置終了後は、試験免除による本試験資格認定は原則として行わない。ただし、この期間を経過した後でも、移行措置における受験資格を満たす満 65 歳を超える者のうち、希望する者には本移行措置による資格認定を行う事が出来る。
4. 移行措置による資格認定を申請した者の中で、移行措置の要件を満たさず、資格認定されなかった者については、この者が受験資格を満たす場合には、改めて、受験の申請をすることによって、受験資格を得る。この場合、資格審査委員長は、すみやかに本人にその旨連絡して、受験に支障のないように取りはからわなければならない。なお、受験料については、移行措置による受験料を充当することにより、改めて支払う必要はない。
5. 移行措置において考慮される学術業績は、下記の脳神経超音波領域に関する学会および研究会とする。

日本脳神経超音波学会、日本栓子検出と治療学会、The Neurosonology Research Group of the World Federation of Neurology (NSRG), The European Society of Neurosonology and Cerebral Hemodynamics (ESNCH), The American Society of Neuroimaging (ASN), 日本超音波医学会、日本超音波検査学会、日本脳卒中学会、日本脳卒中の外科学会、日本神経学会、日本脳神経外科学会、日本医学会総会、スパズムシンポジウム、日本血管外科学会、日本脈管学会、日本静脈学会、日本脳ドック学会、日本脳循環代謝学会、日本脳神経CI学会、日本脳神経モニタリング学会など。